

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 8 年 3 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 秀樹会 大橋内科医院	岡山市北区一宮一四四―二	令和 八年 五月 一日
医療法人隆和会 畑クリニック	岡山市中中原尾島三一四―三七	〃
こどもクリニックえくぼ	岡山市東区瀬戸町旭ヶ丘四丁目二番三六	〃
おか皮膚科クリニック	岡山市北区問屋町二一番地一〇四	〃
河田皮膚科医院	岡山市北区庭瀬二七二―一五	〃
牧野皮膚科形成外科クリニック	岡山市北区平田二一―一〇四	〃
ふくしまクリニック	倉敷市笹沖一六三―一二	〃
井戸内科クリニック	津山市山下一〇一	〃

名称	所在地	指定年月日
長谷井内科医院 美作市立福山診療所	瀬戸内市長船町服部四八一―四 美作市万善二四―一	令和八年五月一日 ”

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 8 年 3 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
どいデンタルクリニック	岡山市北区納所二五四一	令和 八年 五月 一日
ヨコヤマ歯科医院	岡山市北区内山下一一〇一二	十五 日
岡山みなみ歯科クリニック	岡山市南区築港新町一一七一一五	一 日
MAEDA DENTAL CLINIC	岡山市北区津島西坂一丁目一番二七号	二 日
しんご歯科	倉敷市新田二六〇五一五	一 日
しんくら歯科医院	倉敷市新倉敷駅前五丁目二二二番地	十一 日
みやお歯科クリニック	総社市真壁一五六一一	一 日
樋口歯科医院	高梁市松原通二二三番地	”

									かめのこう歯科	高宮歯科医院	名 称
									久米郡美咲町原田二一九二一三	赤磐市高屋三六七一五	所 在 地
									”	令和八年五月一日	指 定 年 月 日

